

平成30年度履行状況調査（グループA）の調査結果

平成30年10月15日
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 調査の目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定める履行状況調査は、機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施するものであり、調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行があると判断された機関に対しては、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置が講じられることとなるものである。

2. 調査対象・内容等

【調査対象】

【調査対象】

- 体制整備等自己評価チェックリストに基づき、抽出した優先度の高い機関（43機関）
 - 平成26年4月以降に競争的資金の不正事案が発生した機関（2機関）
- 合計45機関（別紙1）

【調査内容】

- (1) 機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について、以下の調査の観点に基づき把握した。

調査の観点(例)※

- ①最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表しているか
- ②競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しているか
- ③不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しているか
- ④発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか
- ⑤競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表しているか
- ⑥内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか

※調査の観点は、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応。

- (2) 機関における「不正防止のための実効性ある取組事例」を収集した。

【調査体制・方法】

- 「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において、各機関が提出する調査報告書等に基づき、「書面調査」を実施した。
また、調査の過程において、ガイドラインに基づく体制整備・運用に係る具体的な取組事例の提示などの助言を行い、各機関における取組の改善を促した。

3. 調査経過

平成30年 3月13日	有識者会議 履行状況調査の実施方針の審議・決定
3月28日	調査対象機関に対して通知文書を発出
5月 7日	調査対象機関が調査報告書等を提出
5月 8日～	書面調査
平成30年10月15日	有識者会議 履行状況調査結果の審議・決定

4. 調査結果の総合所見

- 全ての機関(45機関)において、ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、所要の対策が着実に履行されている。
- 本調査においては、①ルールの周知やコンプライアンス教育の実施及び受講管理に基づく未受講者への対応、②構成員と業者の癒着を防止する対策の実施、③納品後の物品の現物確認の実施、④業者の帳簿との突合の実施など、多くの機関で機関の規模や特性に応じ実効性のある取組が見られた。
- また、ガイドラインの要請事項のうち、①機関内の責任体系の明確化、②不正に係る調査の体制・手続き等の規程整備、③特殊な役務に関する検収の実施、④換金性の高い物品の管理体制の整備などについて、一部規定と乖離した運用を行っている機関があったが、指導の結果、改善されたため全ての機関において着実な履行が認められた。
- 本調査結果において、全ての機関において、体制整備・運用に係る改善事項がないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。
- 今後も、引き続き、全ての機関において、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。
- 個別の調査結果については、別紙2のとおり。

5. 今後の取組等

- 平成30年度体制整備等自己評価チェックリストの平成30年12月末のデータに基づき分析し、平成31年度履行状況調査の対象機関を選定を行うこととし、次回の有識者会議(平成31年2月～3月開催予定)で審議・決定を行う。
- 今回の対象機関(45機関)においては、今後も、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の一層の整備に向けた取組状況も含め、ホームページ等を通じ、積極的な情報発信に努めていただきたい。また、他の研究機関においては、本調査結果として抽出した「主な取組事例」等を参考として、今後の公的研究費の管理・監査体制の更なる整備・充実に向けた取組を期待したい。